

令和7年10月16日

報道機関者 各位

子育て推進課長 吹揚 恒夫

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンにおける啓発について

11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの期間に、田辺市児童問題対策地域協議会が下記のとおり街頭啓発を行います。また、併せて田辺市庁舎屋外照明をオレンジ色に点灯しますので、報道方よろしく申し上げます。

記

日 時 令和7年11月5日（水）午前10時～
※1時間程度を予定しています

場 所 ①オークワ パビリオンシティ田辺店
②Aコープ DELISIS INARI 店
③ダイエー田辺ショッピングセンター店
④マツゲン田辺店
⑤田辺市役所

配布物 リーフレット（夫婦げんかが子どもにあたえる影響）
ウェットティッシュ

※田辺市庁舎屋外照明の点灯は、11月1日から11月30日の日没頃から日の出頃まで行います。

【問い合わせ先】

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号
田辺市役所 保健福祉部子育て推進課
こども家庭係 坂本（内線 3394）
電話 0739-26-4927 FAX0739-25-3994

～夫婦げんかが子どもにあたえる影響～

こどもの見ている前での夫婦げんかは、“面前DV”と言われ、**心理的虐待**になります。

こどもが直接怒られていなくても、夫婦げんかの暴力や罵倒、脅しの声を聞くことは、脳の発達に深刻な影響を与えます。

こどもが親に大切にされていないと感じたり、けんかが自分のせいではないかと不安になったり、親を怖がることもあります。

このような体験は、ストレスによる体調不良、学力低下、友達と遊べない、暴力を振るう、不登校などの影響をもたらします。

けんかになりそうな時は、一旦冷静になる時間を作ってみませんか。

普段から夫婦で話をし、不満をため込まないようにすることが大切です。

また、相談機関などで話を聞いてもらうのも一つの方法です。



こどもからのサイン

- ・泣き叫ぶ声がよく聞こえる
- ・髪の毛が乱れ、衣類の汚れが目立つことが多い
- ・不衛生なおいがする
- ・表情が乏しく、元気がない
- ・不自然な傷(アザ等)があるなど



ん? なにかおかしい? と感じるこんなサインはありませんか?
それは
SOSのサイン
かもしれません



保護者からのサイン

- ・怒鳴り声がよく聞こえる
- ・小さいこどもを自宅に残したまま外出している
- ・こどもを育てることに無関心
- ・自宅内外が物で散乱している
- ・地域から孤立しているなど



児童虐待は通告する義務があります

こどもの虐待は、早期に対応することが重要です。疑いがあるかもでも、皆さまからの通報がこどもやその家族を救う場合があります。こどもを虐待から守るのに理由はいりません。もちろん、相談(通告)された方の個人情報 は厳守されます。

緊急度が高いと判断した場合

紀南児童相談所 電話0739(22)1588
田 辺 警 察 署 電話0739(23)0110
新 宮 警 察 署 電話0735(21)0110
(本宮行政局管内)

児童虐待を発見したり、疑ったりした場合

田辺市子育て推進課 電話0739(26)4927



児童相談所
全国共通
3桁
ダイヤル

いち はや く
189

お近くの児童相談所の
専門員が対応します

『家庭児童相談室』ってどんなところ？

子育てで、こどもとの関わりに悩むこと、こどもに腹が立ったり、イライラしたりすることもあるかもしれません。そんなときは、ひとりで悩まず相談しましょう。爆発寸前のイライラをクールダウンし、親自身もSOSを出しましょう。こどもについきつくあたってしまう方、「このままでは虐待してしまうかも…」と苦しんでいる方、言うことを聞かない子にどのように接してよいか分からず悩んでいる方。どんな悩みもひとりで抱え込まないでお電話ください。「田辺市家庭児童相談室」では秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。



- ・子育てについての心配ごと
- ・こどもの生活や行動について
- ・親子関係や家族について
- ・その他こどもについて など



田辺市家庭児童相談室

【月～金】午前9時～午後5時

田辺市東山一丁目5番1号 田辺市役所2階

電話 0739-26-4926

田辺市のこどもに関する相談機関

機 関 名	問い合わせ先	業務内容・受付時間(祝日は休み)
こども家庭センター	田辺市東山一丁目5番1号 田辺市役所2階 子育て推進課 こども家庭係 電話0739-26-4927 健康増進課 母子保健係 電話0739-26-4901	すべての妊産婦、子育て世帯、こども自身からの相談に応じています。 [月～金]午前8時30分～午後 5時15分
子育てテレホン相談 (地域子育て支援センター 「愛あい」)	田辺市天神崎3番28号 もとまち保育所内 電話0739-22-9285	子育ての悩みをご相談ください。 [月～金]午前8時30分～午後 5時15分
ひきこもり相談窓口 「ひとのわ」 (健康増進課)	田辺市東山一丁目5番1号 田辺市役所 2階 電話0739-26-4933 メールアドレス shc@city.tanabe.lg.jp	ひきこもりの状態にある青少年とその家族を対象に相談を受け付けています。 [月～金] 午前8時30分～午後 5時15分
障害児相談 (西牟婁圏域障害児・者相談 支援センターにじのわ)	田辺市高雄一丁目23番1号 田辺市民総合センター 1階 電話0739-26-4923	在宅の障害児に関する相談を受け付けています。 [月～金]午前8時30分～午後 5時15分
教育研究所	田辺市東陽15番32号 電話0739-25-1511	不登校・教育・いじめなどの相談を受け付けています。 [月～金]午前9時～午後4時
いじめホットライン いじめ相談ダイレクトメール	電話0739-26-3224 メールアドレス ljime110@city.tanabe.lg.jp	[月～金]午前9時～午後4時
女性電話相談 (男女共同参画センター)	田辺市東山一丁目5番1号 田辺市役所 5階 電話0739-26-4919	身の回りのことなど、女性のいろいろな悩みに電話で相談に応じています。 [月～金]午前9時～正午
市民法律相談 (自治振興課)	田辺市東山一丁目5番1号 田辺市役所 5階ほか 電話0739-26-9911	相談日、相談場所、相談時間等については、広報紙・ホームページにより毎回広報しています。予約制になっていますので、電話または直接お申し込みください。
中辺路行政局 住民福祉課	田辺市中辺路町栗栖川396番地の1 電話0739-64-0502	子育てに関する相談を受け付けています。 また、必要に応じ上記の相談機関を紹介します。 [月～金]午前8時30分～午後 5時15分
大塔行政局 住民福祉課	田辺市中辺路町栗栖川396番地の1 電話0739-64-0502	
龍神行政局 住民福祉課	田辺市鮎川2567番地 電話0739-48-0301	
本宮行政局 住民福祉課	田辺市本宮町本宮219番地 電話0735-42-0004	